

当院についてのご案内

○当院では下記の事項について、厚生労働省近畿厚生局に施設基準に適合している旨の届け出を行っています。

●歯科外来診療医療安全対策加算 1

当医院には、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器（AED）を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

●歯科外来診療感染対策加算 1

当医院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

●CAD/CAM 冠、CAD/CAM インレー

コンピューター支援設計・製造ユニット（CAD/CAM）を用いて冠、インレーを作製し、補綴治療を行っています。

●小児口腔機能管理料の注 3 に規定する口腔管理体制強化加算

歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（口腔機能等の管理を含むもの）、高齢者・小児の心身の特性、口腔機能の管理および緊急時の対応等に係わる研修を修了しております。う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、包括的な診療のため地域・自治体に協力しています。

連携先：高槻赤十字病院 電話番号 072-696-0571

●クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で作製した金属の冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

●歯科治療時医療管理料

高血圧や糖尿病などの疾患をお持ちの患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリングなど全身的な管理体制をとることができます。

●歯科口腔リハビリテーション料 2

顎関節症の患者さんに顎関節治療装置を作製し、指導や訓練を実施しています。

●外来後発医薬品使用体制加算

当院では、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更などに関して適切な対応ができる体制を整備しています。

医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があることおよび変更する場合には患者さんに十分に説明します。

●歯科訪問診療料の注15に規定する基準

在宅で療養している患者さんへの診療を行っています。

●初診料の注1に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

医療法人大創会わたなべ歯科 理事長 渡邊達樹